

議案第4号

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正
について

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、愛知県農業共済組合に職員を派遣するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成18年北名古屋市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(4) 愛知県農業共済組合

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。